

奈良地方裁判所委員会 議事概要

1 日時

令和2年11月27日（金）午後1時10分から午後3時00分まで

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（地裁委員）片瀬直人，植田良壽，中川直子，樋上謙士，真柳宏二，毛利嘉晃，
安田恵子，山倉明弘，山崎靖子，福田あずみ，島岡大雄，森純子
（事務局等）地裁 岩崎刑事部部総括裁判官，稲葉民事首席書記官，西村刑事首
席書記官，井上事務局長，佐藤事務局次長，棟尾総務課長，
今崎庶務係員
家裁 安達事務局長，安藤庶務係長

4 議事（□：委員長，○：委員，●：事務局等）

(1) 新委員紹介・挨拶

(2) 所長挨拶

(3) 新任委員紹介・挨拶

(4) 委員長指名

地方裁判所委員会において森純子委員が委員長に選任された。

(5) 委員長代理氏名

地方裁判所委員会において島岡大雄委員が委員長代理に指名された。

(6) 前回テーマの事後報告

(7) 意見交換

テーマ「裁判員制度～施行から11年の歩みと，今後も国民・社会から御理解
・御協力を得るために～」

（裁判所からテーマについての基本説明をした上で，意見交換を行った。）

□ 御質問等があれば，お伺いしたい。

○ 今回，教えて頂いたことで，あまり知らなかった裁判員制度のことを理解できた
が，平均としては，一回の裁判において，裁判員にかかる時間的な負担はどのくら
いなのか。裁判員が裁判に拘束される時間を教えてほしい。

○ 先日，被告人に死刑の求刑がなされた，他庁における殺人事件の審理では，証拠
調べの際，裁判員の方を被害者ごとに分けるという工夫をされたということを報道
ベースで聞いているが，具体的にどのように運用がされたのか，分かれば教えて頂
きたい。

○ 今年，コロナ禍の中で，裁判員裁判は，例年と同じような数が行われているの
か。

● 感染の拡大状況が違うので一概には言えないが，全国的なことを申し上げますと，
3月から期日が始まる事件は，全国で期日を取り消すなどされた。その後，再開し
たのが5月頃である。奈良地裁の場合は，4月に予定されていた事件が1件あった
が，3月の時点で6月に変更を行った。1件を振り替えた以外は，予定どおり行っ

ている。

次に、裁判員裁判の審理日数は、令和元年の全国平均で6.4日になっている。つまり、裁判員が裁判所にお越しになるのが6日から7日が平均になる。他方、初日から終わりまでの日、すなわち平均審理期間については、平均10日ということになる。土日や予備日が加わるため、このような差が出てくる。

次に、先程ご質問のありました殺人事件は、被害者が多数いたところ、全員の審理をするのが分かりにくいということで、いくつかの被害者をグループに分けている。裁判員、裁判官は、すべて同一の構成で審理を行うが、審理の進め方として、まずは、被害者A・Bさんの事件について審理を行う。その後、中間的に検察官・弁護人から論告・弁論を聞く。次に3人目4人目の被害者の審理を行う。そこで、また、検察官・弁護人からの論告・弁論を行い、さらに残りの被害者の事件を調べて、中間的に検察官・弁護人の意見を聞くことになる。最後に検察官・弁護人から総まとめ意見を聞く。そうやって、審理を区切って行われており、このやり方は、全体の審理期間が長くなる事件においては、しばしば行われている。

また、死刑が求刑される重大な事件については、事実認定に関する審理を先に行って、中間的な弁論をしてもらい、情状関係に関してさらに審理を行って、最後に検察官・弁護人の論告・弁論を聞いて審理、判決に至るというやり方をすることがある。

- そうすると審理日程が長くなり、裁判員の拘束も長くなるけれども、負担を減らすために証拠調べを限定するのではなく、必要な審理は全て行った上で、丁寧に分かりやすくするための工夫を行っているということか。
- そのとおりである。分かりやすい審理にするために被害者をグループごとに分けて証拠調べを行っている。
- そうすると裁判員に対する負担という面では、ある意味長くなるということか。
- 裁判員にとってみれば、かなりの日数、裁判所に来なくてはいけないということは、変わらない。
- それでは、まず一つ目の問題点である、候補者が被用者である場合に、その辞退を減らすための工夫について、ご意見を頂きたい。まず、各委員の職場で、実際に裁判員になられた方はいるか。あるいは、裁判員には選任されなかったけれども、候補者として裁判所に呼び出された方はいるか。
(3人の委員が挙手)
- では、挙手された3人の委員の職場等においては、被用者から上司等への報告はあったのか。あるいは、内部規定等で、被用者からの求めがあれば、被用者が裁判員候補者として出頭できるというような定めはされているのか。
- もちろん会社としては、当然、国民の義務として理解している。ただ、民間会社では、自分の業務を他の者にお願ひしていけるかといえ、なかなかそうではない。そのようなかたちで、職場への影響を気にして、なかなか言い出せない、やはり自分の持っている業務を置いて行くとすると、なかなか難しいところはあるのではないかと思う。

裁判所からの資料が被用者個人のところに郵送されると、郵便を受けた皆さんは

抵抗がある。裁判所の担当者から見れば、当然、候補者個人を宛名として送ったらいいと思うと思うけれども、世間一般から見れば、これは「なんだろう」ということになるのではないか。

- 裁判所から送付される封筒に、裁判員選任に関するものであることは、記載されているか。
- 裁判員候補者になったこと自体を公にしないので、封筒にはそれに関する記載はない。
- 何かよいアイデアはあるか。
- 差出人としての裁判所名を隠したらよいのではないか。
- 書留郵便であり、差出人である裁判所名を隠すことはできない。
- 経営者の立場からすれば、被用者が裁判員に選ばれることになると、大体どのくらいの日数・時間がかかるか分からないと許可のしようがない。6. 4日が平均の審理日数だとしても、「どれくらいの時間かかるのか」ということを聞くことになる。土日に審理を行わないのはなぜか。あるいは、早朝又は夜間に行えばいいのではないか。午前零時になってもよいのではないか。私たちでも午前零時を回っても夜間診療を行っている。日曜日も執務を行っているから、そういうことがなぜできないのだろうか。と我々の業界からすれば思う。今時のコロナの影響でウェブでも結構機密性の高い会議ができるようになっており、「今日は、1時間ここで審理しましょう」ということであれば、「用務に差し支えがなければ出席なさい」と言うことができる。短時間で終わるのであれば、それがしばらくの間続いてもいいだろうと経営者として考えるのだが、そういう点ではいかがか。
- 仕事を人に任せられないから辞退を申し入れようという意識は、やはり強いのか。
- 裁判所から送付される資料には、最高裁が作成した冊子など、いろいろなものが入っている。例えば、選任に関わる事情について、いろいろ書いてくださいとある。これを見ただけでかなりのストレスがかかるのではないかと思う。
- 今のお話は、毎年11月に候補者名簿を作成しており、その際に名簿に記載された方に対して、最高裁がお送りしている資料のことかと思う。候補者の方にお送りする書類の中には、候補者名簿に載りましたよという通知とともに、裁判員制度について御理解を頂きたいということで、パンフレット（小冊子）とDVDを入れている。それが毎年、最高裁から候補者名簿に載った方に送付される。これに対し、個別の事件について、奈良地裁に来てくださいという通知には、そういった資料は入っていない。
- そういう形で送られてきたものを見た時に、受け取った側からすればそれだけでストレスが相当かかる。裁判所に行くか行かないかは別にして、これを読み解いて、書面を送り返すことについて、もう少し簡略化することはできないのか。皆さん資料を読み解いて、それに答えてください、どういう制度かはパンフレットを見て理解してくださいということになれば、相当なストレスを感じるのではないか。例えば、それをDVDにして、それを映像で見て頂いて、資料をもっと少なくし、簡潔に分かるものに変えることができれば、もっと参加しやすいのではないか。

- 従業員の方が、上司に報告するまでもなく、自分の仕事は人に任せられないから参加できないという場合に、それを来て頂けるようにするには、どうすればいいか。先ほど意見があったとおり、参加したいという従業員があれば、会社としては参加させていただけるのか。
- コロナ禍においては、中小企業では、明日の金策に苦慮している状況で、自分の生活自体がどうかということを考えているときに、果たしてこういう形で、人さまのために貢献することができるのか。これは、中小企業で勤めている方や経営者もそうだし、逆に年金の受給者になると、基礎疾患を持たれている方に「出て行ってやろう。」と言ってもらうには、かなり上手な広報のやり方をしないと行けないし、非正規雇用者や子供がおられる方についても、そう簡単にはいかない。
- 裁判員になって頂く方のことも考え、当庁でも、先ほど紹介したように、4月に実施するはずであった裁判員裁判を後ろ倒ししている。ただ、先ほど説明があったとおり、裁判員に選ばれる人の構成が偏ってしまうと、これはこれで問題である。なかなか難しいところである。
- パワーポイント資料の9ページに記載された辞退率は、素人の私が想像する以上に高かったが、辞退が認められるガイドラインがあるのか。こういう場合はしょうがないなということ、あらかじめ決めていくのか。
- 辞退事由は、法律と法律による委任を受けた政令で定められているものだけということになる。それに当てはまるかどうかのガイドラインは、公表されたものはない。また、実際に内部的文書を作っているのかということそうではない。一件一件、合議体で判断している。ただ、裁判員を務めるのが困難な事情を抱えている時に、あまり厳しく運用する、辞退をなかなか認めないという運用をすると、裁判員を務めることが生活上、負担になってしまうので、辞退を承認しているところはあると思う。つまり、辞退を承認しなければ裁判所に来る義務が生じ、理由のない不出頭には過料の制裁がある。強制とならないよう運用する必要があるため、義務は義務としてあるのだが、それが強制的にならないよう辞退は比較的柔軟に運用している。
- 辞退率を下げるためには、裁判所からの支援、何らかのアシストをして頂くのが必要かと思う。
- どのようなアシストをすればよいか。
- 相談があった時に声をかけてあげるとか。例えば、私の場合であれば、学期末に3日ぐらい裁判所に行かなければならなかったとき、勤務先に相当な相談をしなくては行けないものの、結局は、許可が得られると思うが、先ほど意見が出されたように、厳しい企業だと、例えば、仕事を失うという危険な目に遭う場合がないわけではない。そうなる、どこからか公的な支援がないとなかなか厳しい。
- 法律的には、被用者が希望すれば、雇用主は裁判員として出さなければならないことになってはいるが、職場が厳しいと、被用者から言い出せないということもあるかもしれない。そういう意味では、職場で裁判員制度に対して理解して頂くため、広報が大事かという話になってしまう訳である。

先ほどの説明でも広報における工夫を紹介したが、何かほかにこういう広報がい

いのではないかというアイデアとか、あるいは、今日のスライドの中で、ターゲットをどこにするかという話もあったが、これからの裁判員制度広報ということで、どの様にすれば有効な広報になるかの点について、ご経験などを何かご紹介いただきたい。

- 先ほどの話とも重なるが、「辞退する人」、「しない人」を含めて、マイナスにあまり向かわないようにしようとするならば、ターゲットをどこにということにすると、こちらからの働き掛けが倍にかかってくる。よって、広報を広くするべきである。分かりやすく申し上げると、これほど良かったという印象があるのであれば、裁判員裁判が終わり、その人が感想を述べられる時に、どこがよかったのか、どういう点がためになったのかをもっと具体的に分かるようにすれば良いのではないか。裁判員として裁判に参加した感想のグラフを見ただけでは、理解できない。
- 経験された裁判員の方が、ご自分が経験で話せる範囲でこういうところが良かったとか、選任される前はこのような思っていたけれど、実際にはこうだったということか。
- そのような経験が、個人にとっても成長の糧になるのだと思う。
- 実際に裁判員を経験された方に御出演して頂き、その話を聞くことは可能なのか。
- 可能だと思う。
- 内容のチェックとかはあるのか。
- 守秘義務に触れるようなことはお話しいただく訳にはいかないが、公開の法廷で行われたことは、お話し頂いて結構である。
- システム的なことは、何となくみんな分かっているのではないかと思っているので、実際に経験した方の具体的な声、大変だったところを含めての声を聞きたい。また、制度施行から10年ということで、昨年は、いろいろと裁判員制度のことが話題になることが多かったと思うけれど、そういった節目の時に限らず、名簿に載ったという書類が来ただけでも興味を持つし、自分だけでなく近くの者が候補者になったという時にも興味が湧くと思う。定期的にいろいろなところで少しずつ広報することが必要だと思う。お金をかけて広報をしてほしいとは思いますが、お金をかけずとも、いろいろな形があるのではないか。
- 経済同友会の定例会の時に、裁判所からお話をして頂いたことがあった。その後、裁判員制度広報のお話を受けて、自分の職場でも、十分にお話を聞く機会ができたらいいなと思い、出前講義をお願いした。出前講義に来ていただくことになって、参加者を募ったところ、始めはなかなか参加者が集まらなかったものの、「とりあえず講義を聞いてみようよ」ということで、従業員を3班に分けて参加させた。いずれの班も「すごく良かった」と言っており、ビデオを見ながらの模擬裁判も、興味深いものだった。出前講義が終わってから、参加者に感想を聞くと、「裁判に興味が湧きました。」「もし、そういうビデオがあったら見たらいいですよ」という声が上がってきたので、出前講義に来てもらってよかったと思う。私はホテルに勤務しているので、いろいろなお客様が宿泊する。その中で修学旅行生の宿泊もあり、そういう高校生が泊まる日程は、半年以上前から確定しており、スケ

ジュールがある程度分かっている。裁判所の職員からすれば、勤務時間外になるかもしれないが、夕食の前後に出前講義をしてもらえば、生徒にとっても参考になるのではないか。

- 去年7月の出前講義には、私がお伺いした。今年は、コロナ禍のため、出前講義の依頼がなかったが、こちらとしては、いつでも呼びがあれば出前講義の準備をするつもりである。また、先ほど別の委員からも指摘があったが、裁判員を実際に経験された方にご自身の経験を語っていただくことは、非常に重要だと我々も常に意識している。毎回裁判員裁判が終わるときには、裁判員を務めていただいた方に対して、今後、我々が出前講義に行くときに、裁判所の職員とともに出前講義に行ってもよいという方はいませんかとお願いしている。まず、候補者としてエントリーして頂いて、後日、具体的な出前講義の予定が入った際には、スケジュール調整が可能かどうか、という試みを行っているけれども、どうしても皆さん仕事・家庭の事情、先方との関係もあり、なかなか日程が調整できずに、結果として裁判所職員、裁判官だけで出前講義を行っている場合が多い。これについては、御指摘頂いたとおり、今後は、一層の実現に向けて努力していきたい。
- 広報について、最後のテーマの、仕事以外にも精神的負担があって行きたくないという気持ちになるのではないかということについて、これを解決するためのアイデアはないか。また、守秘義務の点は、おそらく本当は話してもいいことであっても、すべて話してはいけないと思っておられているところがあるのではないかと思っている。裁判員に対しては、最後に守秘義務の説明をしているが、みなさんが裁判員に選ばれたら、やはり守秘義務の点が精神的負担となるのか。
- 守秘義務だから「誰にも言えない」、「打ち明けられない」と考えている人が多いのではないか。パンフレットには、「皆さん相談して頂いて結構です」というように書いてあるが、守秘義務というものがぱっと出てくるため、本当に聞いてもいいものかどうか、その辺が分かりづらい。書き方について、もう少し分かりやすく説明することができないものか。媒体とは一方的なもので、受け手側がそれをどう捉えるかによって変わる。易しい言葉で書くという工夫をして頂きたい。どうしても裁判的な表現になりがちで、仕方ないことはあるが、送られた資料を見ても、「虚偽の申請をしたら50万の罰金と過料を課せられる」というのが前面に出ている。全てにわたってそういうところがあるので、参加しやすいということをもう少し考えて、これをどうしても書いておかなければならないことについて、もう少し臨機応変に考えていく必要があるのではないか。
- 当日の辞退はできるのか。
- 当日の辞退は可能である。そのために当日の選任手続を行っている。
- 私が裁判員制度を知ったのは、10年前、広報でこういうことが始まるのだと知ったが、その時に私にはできないと思った。雇われている方は、上司などに相談しないで断ってしまうことが多い。尻込みして私など役に立たないと考える人もおられると思うので、例えば、広報の在り方のところで、先ほども発言があったが良い経験をしたという人が多く、また、自分も役に立つことができるということが分かれば、もう少し参加しやすくなるのではないか。

- 今日も意見を頂いたが、思いのほか参加者の評価は肯定的であるものの、そのような評価が知られていないためにどうしてもマイナス面で捉えてしまうということもあろうかと思う。
- 遺体の写真を見ないといけないのかというところだが、私が殺人事件の弁護人をしていたことがあり、当時の裁判所が非常に気を使っていた。死体が分かるような状況写真を出さないようにと、検事に言っていた記憶がある。私の個人的な意見から言うと、被告人を懲役何年にする、場合によっては死刑にするケースだってある。そういう場合は、被害者の被害を直視した上で、量刑を考えて頂きたい。それは、やはり写真を見て頂きたいという気持ちはあるけれども、そういう重い仕事をみなさんに担って頂く訳なので、精神的な負担がないから来てくださいねと言うのは、ちょっと刑事裁判の本質からずれていくのではないかと思っている。弁護人の立場からすれば、ちょっとだけ懲役が短くなるのではないかという気持ちがないわけでもないが、やはり被告人を懲役何年にするという判断を下す以上は、きっちりその人が何を行ったかということを理解してから、判断して頂きたい。
- 参加できない理由として、僕自身は、精神的負担、すなわち遺体の写真を見なければならぬからしんどいというよりは、肉体的に時間的に拘束されるのが自分としては面倒くさいなという気になる。こういう時代なのでウェブで参加できる環境であるとか、物理的に参加しやすい環境整備、すなわち時間の融通とか、最初と最後は必ず行かなくてはいけないけれども、間の何回かは、ウェブで参加できますよというような形を考えるのも、物理的な軽減になるのではないか。奈良地裁本庁で実施される裁判員裁判であれば、奈良県民でも橿原・高田から来る方もおられるので、そうすると、審議しているのと同じくらい、移動時間に拘束されることが考えられるので、そういう軽減も必要ではないか。
- 立法論になるので、当庁だけでは何ともしがたい面もあるが、今の時代を踏まえたご意見だと思う。まだまだ、ご意見を頂きたいところであるけれども、これで意見交換を終了したいと思う。貴重なご意見を頂き感謝を申し上げたい。